



●配偶者控除150万円に引き上げ 本当の理由は？

来年1月から妻の給与所得が「150万円以下」であれば、所得税は課税されず、夫は配偶者控除として38万円の所得控除が受けられます。

よく言われる「扶養の範囲」が「103万円」から「150万円」までOKになるのです。

よかった！調整せずに働けるぞ！ しかし、そんな甘い話はありません。

収入が「130万円以上」になると、「健康保険の扶養から外れる」こととなりますので、国民健康保険・国民年金に加入して、自分で保険料を支払うことになります。

もしくは、**会社の社会保険に加入する必要が出てきます。**

つまり、所得税法は「扶養の範囲内」でも健康保険法は「扶養から外れる」

●大きな落とし穴があります！

「150万円まで働くぞ！」 その前に落とし穴があります。

労働時間が増えると社会保険に加入する必要があります。

社会保険に加入すると、給与から毎月「社会保険料」が控除され、会社も同額の社会保険料を負担します。***会社の人件費は上がります。**

保険料の金額は所得税よりも高額なため、**給与の手取り金額は大きく減少**します。

年収	1,030,000	1,500,000
時給	900	900
月間労働時間	94	138
平均月額給料	85,000	125,000
健康保険料	0	7,295
厚生年金保険料	0	11,529
雇用保険料	0	375
社会保険料合計	0	19,199
所得税	0	930
手取月額	85,000	104,871
手取年収	1,020,000	1,258,452
会社負担保険料	0	19,574
社会保険料総額	0	38,773

* 労働時間が増えれば社保加入となる。

* 介護保険料含む

* 社会保険料負担は高い！

* 税金は安い

* 月間差額 19,871円増えただけ

* **年間差額 238,452円増えただけ**

* **会社の人件費が増える。**

* 個人負担+会社負担=社会保険料

「103万円」のままでは社会保険料は0円でしたが、「150万円」に拡大することによって**社会保険料38,773円（個人+会社負担）が徴収できる**ようになるわけです。

個人と会社から社会保険料を徴収することが 本当の狙いです！

来年、たくさんのパート主婦が150万円を目指して全速で走り、会社はそれを応援し、ゴール直前で「落とし穴」に落ちる こんなはずではなかった…（泣）

ということで「150万円」を目指しても届かない、**幻**ということです。

都合の良い話には 表に出せない隠れた事情 が潜んでいるということです。



●助成金の案内です！

「65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）」 【1人 48万円】

【問1】どんな助成金ですか？

【答】50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた場合に支給される助成金です。

【問2】定年が70歳なのですが、その場合当社の対象者は、50歳以上70歳未満の有期契約労働者になるのでしょうか？

【答】いいえ。定年が70歳の会社も65歳が限度になるので、50歳以上65歳未満の有期契約労働者が対象になります。

【問3】有期契約労働で採用して、すぐに無期契約労働に転換すればいいですか？

【答】いいえ。6ヵ月以上の有期契約労働の期間が必要です。
但し、すでに在籍している（6ヵ月以上勤務している）有期契約労働者を無期転換する場合は、すぐに行えます。

【問4】無期契約労働者になると賃金を上げないといけないのでしょうか？

【答】いいえ。雇用期間「有」→「無」というように有期契約から無期契約に変換するだけで、賃金などを改定しなくても助成金は支給されます。

【問5】この助成金を申請するにあたって会社が注意することはありますか？

【答】雇用保険資格取得届出です。有期契約労働者が雇用保険に加入している場合、雇用保険資格取得通知書の右上には有期契約と記載されます。たとえ労働契約書に有期労働契約と書いてあっても、有期契約と書かれていない人を無期契約労働者に転換しても助成金をもらえない可能性があります。
従って、雇用保険の資格取得届を提出する場合は、有期契約労働者で取得しましょう。

【まとめ】高齡のパートさんの多い会社にて特にお勧めの助成金です。

しかし、来年4月から無期転換制度が始まると、この助成金はなくなる可能性がありますので、計画書だけでも早めに出しておきましょう。